

政令第 号

港湾法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第六十条の四の規定に基づき、この政令を制定する。
港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「法」の下に「第五十條の六第十項（同條第十一項において準用する場合を含む。）
、第五十條の七第五項、」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月一日）から施行する。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

2 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十三号中「及び第四十條第一項」を「、第四十條第一項及び第五十條の十三」に改める。

理由

港湾法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、特定港湾管理者等に対する国土交通大臣の助言の職権を地方整備局長又は北海道開発局長も行うことができることとする必要があるからである。